

## 【参考】対象業種一覧

別表第1（第2条関係）

（平20規則28・全改）

新居浜市中小企業振興条例施行規則  
昭和59年10月1日規則第38号

大分類	中分類	備考
鉱業、採石業、砂利採取業		
建設業		
製造業		
電気・ガス・熱供給・水道業		
情報通信業		
運輸業、郵便業		
卸売業、小売業		代理商、仲立業は対象外とする。
金融業、保険業	保険業（保険媒介代理業、 保険サービス業を含む。）	保険媒介代理業
不動産業、物品賃貸業		
学術研究、専門・技術サービス業	専門サービス業（他に分類されないもの）、 広告業、技術サービス業（他に分類されないもの）	法律事務所、興信所は対象外とする。
宿泊業、飲食サービス業		
生活関連サービス業、娯楽業	洗濯・理容・美容・浴場業、 その他の生活関連サービス業、 娯楽業	興行場、興行団、競輪・競馬等の競走場、 競技団、遊戯場、その他の娯楽業は対象外とする。
教育、学習支援業	その他の教育、学習支援業	学習塾、教養・技能教授業
サービス業 （他に分類されないもの）	廃棄物処理業、自動車整備業、 機械等修理業、職業紹介・ 労働者派遣業、その他の事業サービス業	

注 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する「風俗営業」及び同条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」の事務所は対象外とする。